

ぜひ!!
ご覧ください!

二本松税務署からのお知らせ

台風第19号により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

1. 災害を受けた場合の税務手続等について

災害により被害を受けた場合には、申請により申告・納付等の期限を延長することが可能です。災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その災害のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。この手続は、災害がやんだ日以降に行うもので、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請いただくことが可能ですので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

2. パソコン・スマホで確定申告書を作成してみましょう!

令和2年1月から、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

例えば…

- ・ 2か所以上の給与所得がある方
- ・ 年末調整未済の給与所得がある方
- ・ 年金収入や副業等の雑所得がある方 など

詳しくは裏面を
ご覧ください!

3. 国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターへ

二本松税務署へ電話をかけます。

最初の音声案内で…

「0」番を選択：確定申告に関するご相談

「1」番を選択：国税に関する一般的なご相談

令和元年分 申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

消費税および地方消費税（個人事業者）

令和2年

令和2年

3月16日（月）まで

3月31日（火）まで

○ ご相談が必要な方は、申告書作成会場へ…

開設場所：二本松市市民交流センター（二本松市本町2丁目3-1）

開設期間：令和2年2月17日（月）～3月16日（月）《土、日、祝日を除く》

開設時間：午前9時30分～午後4時00分

※ 申告書作成会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

※ 税務署内には、申告書作成会場を設置していません。（提出のみ受付しています。）

※ 申告書作成会場にご来場の際は、「令和元年分確定申告のお知らせはがき」や「前年分以前の申告書（控え用）」をご持参ください（お持ちの方のみ）。

二本松税務署

〒964-0911

二本松市亀谷1丁目29

TEL0243-22-1192

パソコン スマホ

から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！

確定申告



2人に1人以上が利用

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告専用コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード対応のスマートフォン

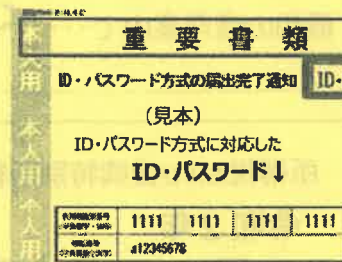


または



一部の端末のみ

IDとパスワードで送信



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

